

石綿含有産業廃棄物のうち比較的飛散性の高いおそれのあるものの受け入れについて

石綿含有産業廃棄物等処理マニュアル（第3版）において、石綿含有産業廃棄物のうち比較的飛散性の高いおそれのあるものとされた下記4品目については、通常の石綿含有産業廃棄物の梱包等の基準の一部を変更（追加）したものを適用させていただくこととお受けすることといたします。

なお、廃石綿に該当するものは今までどおりお受けすることができません。

1 石綿含有けい酸カルシウム板第1種

耐水性の透明な厚さ0.15mm以上のプラスチック袋で二重に梱包した後、フレコンバッグに入れてください。

2 石綿含有仕上塗材

建材から除去したものの場合は耐水性の透明な厚さ0.15mm以上のプラスチック袋で二重に梱包した後、フレコンバッグに入れてください。

ただし、除去したものが粉状になっている場合は、こん包の前に固型化、薬剤による安定化等の措置を講じて下さい。

固型化、安定化の方法は「石綿含有産業廃棄物等処理マニュアル（第3版）」第6章に示されている方法に準じてください。

（搬入前に固型化、安定化の方法を確認させていただく場合があります。）

なお、廃棄物の品目が汚泥に該当する場合はお受けすることができません。

3 石綿含有下地調整塗材

2と同様です。

4 石綿含有産業廃棄物が付着した用具又は器具

可能な限り、付着物を吸い取る又は拭き取っていただいたうえで、耐水性の透明な厚さ0.15mm以上のプラスチック袋で二重に梱包した後、フレコンバッグに入れてください。